

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・Ⓑ・c

評価所見

保育理念・保育方針・保育目標が明文化され職員に周知し、園内研修や職員会議で確認して共通理解を図っている。保護者に対しては「園しおり」を活用し啓発を行っているが関係機関等には周知が十分でない。職員会議などで一人ひとりの子どもを尊重した指導の共通理解を図り、個別指導を重視して実践している。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子どもの健康管理は保健計画の中にあり、日程などは園便りで保護者に通知され、年2回嘱託医による内科検診・歯科検診・尿検査・蟻虫検査を実施し、日頃からの発育発達状態を定期的・継続的に把握し管理に努めている。食事は、野菜の生育・手入れや収穫体験を通し、給食で提供することにより興味と、「美味しい」「楽しい」思いが繰り返され、満足感が得られるよう努めている。また、旬の食材や季節感ある食材を活かし、行事食に取り入れ視覚からも楽しくなる工夫をしている。検診実施結果は異常が認められたときの適切な対応と、保護者や職員へ周知し発育発達相談を連携してケアできるよう努めている。歯ブラシ指導としてブラッシング教育を実施している。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・Ⓑ・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

評価所見

子ども一人ひとりの生活リズムと個性を十分に把握し、きめ細やかな理解を深めるとともに、0・1・2歳時は園児ごと、3・4・5歳児はクラスごとの月の保育目標を掲げ適切な援助が行われている。障がいのある子どもの特性を的確に理解し、医療機関や専門機関および保護者との密な連携を図り、集団の中に於いても遊びが安全で安心できるよう配慮されている。延長保育は家庭的な雰囲気の中、異年齢の子ども同士が遊べるように配慮され、健康状態や様々な伝達事項は職員間で適切に引き継ぎされている。保育園の転園については、町役場と児童票をもとに引継ぎ、継続性に配慮し申し送りを行っている。保育サービス終了後の相談窓口を設けているが、相談者も訪れないことから、今後の相談窓口を明確に伝えられるよう検討願いたい。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c

II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	(a)・b・c

評価所見

保育課程は保育方針や3つの保育目標と年齢別の保育目標を掲げ、さらに、発達過程を踏まえ地域の実態や家庭環境に即して作成されている。アセスメントについては、子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、定期的に手順に添って行われている。指導計画は0～2歳児は個別に、3～5歳児はクラスごとに作成され、実施状況と定期的な評価見直しを行っている。保育課程の中に理念・方針が明文化され、指導計画においても文書化すると共に、職員が保育実践で共有され、保護者・子どものプライバシーについても個人情報保護法から適確に理解され管理されている。標準的な実施方法は自己評価により定期的に検証・見直しが園全体で確立されている。子ども一人ひとりの保育実施記録が適切に管理され、また、町例規文書管理により保管されている。さらに、常時会議において守秘義務について遵守されるよう管理体制が確立されている。保育環境は子どもの年齢に応じた保育室の整備が見られ、保健衛生面や安全性に配慮するなど、また、生活に必要な基本的習慣は発育の状況に応じて丁寧に関わり、職員の共通理解のもと環境整備されている。小学校との連携や就学を見通した保育には、保育士・学校教員が相互に実習見学を行い、さらに、園児が学校を訪問し小学生との交流を行うなど就学に期待ができるよう、保護者には小学校への見学案内の説明を実施するなど配慮し就学を見通した支援をしている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

採光や換気、保湿、清潔等に配慮し、子どもが安心した環境の中、安全で利用しやすい物的環境が整備されている。子どもの生活のなかで各年齢ごとに基本的な生活習慣を身に付け、積極的に身体的な活動が出来るよう環境整備がされている。発達段階に応じた玩具や遊具、また、異年齢との交流等を踏まえ、子どもたちが自発性を発揮できるように適切な言葉かけに努めている。子どもが自然の中で季節に応じた園外活動や収穫体験・生き物の飼育を通し、心豊かな経験が得られるよう支援している。絵本や紙芝居などの読み聞かせと、隣接する図書館利用で豊かな言葉と表現活動が自由にできるよう保育の整備がされている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

評価所見

保護者に献立表を配付すると共に、園の行事の際に試食してもらい、又保健師や栄養士の食育に関する説明の機会を設け、保護者が食育に関心を持ってもらえるよう取り組んでいる。送迎時の会話や連絡帳を用い、また年2回個別面談を実施し保育に関する共有化を図り、保護者支援を行っている。不適切な養育や虐待の取り組みについては、日常的に子どもの様子や身体の変化に注意を払い、疑わしい痕等を発見した場合、関係機関に報告すると共に連携を図り、虐待防止に努めている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・②・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・②・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・②・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	a・②・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	a・②・c

評価所見

園の行事には地域の高齢者を招き、積極的に子どもとの交流をしている。地域の福祉ニーズに関しては、町のこどもみらい課等の提供により把握し、来年度より定員の2名増や一時保育を開始することとなっている。休園日に保育園ホール等を地域の子育て支援グループに開放し、保育園の有する機能を地域に還元している。関係機関や団体の機能が明示され、職員間で共有されている。ボランティアの受け入れ体制は整備されている。関係機関等との連携については、要保護児童対策協議会など積極的に参加して関係機関との連携を図っている。保育園利用者には園の見学等説明を行い、情報等を提供している。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a・(b)・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・(b)・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

子どもの安全確保のために危機管理マニュアルが整備され、朝の打合せで職員と共有し、緊急時の対応を確認している。災害時の対応については年間避難訓練計画に基づき毎月の避難訓練の実施や、年1回消防署や駐在所と連携し、消防・防犯訓練も実施している。事故防止対策として安全チェックカードを用い点検し、もし事故がおきた場合は報告書を基に事故要因分析や検証を行い対応策を検討している。アレルギー疾患等については入園時に保護者より聞き取り確認や給食個別対応願出書を提出いただき、医師の診断書により看護師・栄養士・保育士と連携し対応している。調理場、水回りなどは給食委託業者の衛生管理マニュアルがあり、清潔に保たれている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・(b)・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a)・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・(b)・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・(b)・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・(b)・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c

評価所見

保育サービスの質については自己評価チェックシートにより自己評価を実施し、職員全体で話し合い問題点を検討し保育の改善策と共通理解を深め、改善策に取り組んでいる。人材確保については必要な人材や人員体制に関するプランが確立されており、町当局と協議し人事管理がされている。人事効果の取り組みについては平成28年度から正式に職員人事評価制度を導入するが、本年度はプレ人事評価に取り組んでいる。職員の就業状況や意向については定期的に職員面接や職員会議等で把握する他、年1回の産業医の面談を実施している。研修については、年度当初町からの研修計画の明示が遅れる為に、通知があり次第随時参加職員を割り振り受講している。内部研修はその都度テーマを決め研修している。実習生の受け入れは積極的に行っている。事前説明・オリエンテーションの実施等保育士養成校と育成プログラムに沿った内容で実施している。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・(b)・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	a・(b)・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c
IV-22 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・(b)・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	(a)・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・(b)・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・(b)・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・(b)・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・(b)・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・(c)
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・(b)・c

評価所見

中長期計画については町、地域経営計画（振興計画）・子ども子育て支援事業計画により、子ども子育て支援に取り組んでいる。事業計画については「園しおり」を位置づけているが記載等十分ではない。利用者満足度の向上については、個人面談・保育参観・保育参加等において意見・要望を聴取し把握している。行事後のアンケートも実施している。プライバシー保護については、町個人情報保護条例に基づき個人情報の徹底を図っている。苦情解決の体制の整備はされているが、保護者への周知等十分でない。施設長は自らの役割と責任について強いリーダーシップを発揮されており、職員からも信頼が厚い。事業経営として整備計画等把握し、保育行政に活かす等の理解に努めている。保護者からの意見については職員会議で話し合い、速やかに対応している。

